

平成25年(ワ)第38号、同第94号、同第175号

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

準備書面（12）

被告国の本案前答弁に対する原告の主張（補充）

2014（平成26）年1月7日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 安田 純治 外

第1 はじめに

第3回口頭弁論期日において、裁判所は、原告らに対して、「本件請求のうち原状回復請求に係る部分につき、原告らの請求を実現するためには、原告ら以外の者が所有する隣接地等の除染も必要となるところ、隣接地等の除染について、原告らは同意に基づく除染を実施すべきものと考えているのか。」という点（以下、第1点という。）、及び「隣接地等の権利者が除染を拒絶した場合、被告国及び被告東京電力が当該権利者の同意を得るよう努力したことを主張立証することで、除染の義務を解除されると考えているのか」という点（以下、第2点という。）の2点について、原告らの主張を明らかにすることを求めた。

そこで、以下、この点について原告の主張を敷衍して明らかにする。

第2 請求の趣旨第1項によって被告国に課せられる原状回復義務の範囲について

1 原状回復のための措置には居住地の周辺の土地の除染も含まれうること

請求の趣旨第1項は、原状回復として、原告らの平成23年3月11日における居住地の空間線量率を1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下にすることを求めるものである。

その原状回復のための手段としては、原告らの平成23年3月11日における居住地そのものの除染が必要であることは言うまでもない。しかし、放射線の到達距離を考えれば、その周辺の土地等に付着している放射性物質から放たれる放射線の影響により、原告らの居住地のみの除染を行ったとしても、原告らの居住地における空間線量率が上記線量以下に下がらないことも想定される。

そのため、その周辺の土地が、原告以外の第三者が所有する土地であるときには、その第三者の同意を得て、その土地の除染等の措置を実施することが必要とされる場合もありうる。その意味において、請求の趣旨第1項による原状回復のための手段としては、原告以外の第三者の所有する土地等の除染等も含まれうる。

2 被告国には第三者の同意を得るために努力する義務があること

被告国は、原子力発電事業等の原子力事業体制全般を、その国策として推進してきたのであり、本件原子力発電所の稼働等も、実質的には、被告国による国策を実現するための事業として行われてきたものである。そのため、本件原発事故による放射性物質による環境汚染については、原子力事業者である被告東京電力のみならず、被告国にも重い責任があるといえる。

したがって、被告国は、放射能汚染された原告らの居住地の空間線量率を、本件原発事故前の水準にまで低下させる義務を負っている。

そしてこの義務を履行するために、原告の居住地の原状回復に必要な範囲において、原告ら以外の第三者の所有する土地の除染についても、除染措置についての同意を得る努力をしなければならないのである。

3 第三者の土地の除染について同意が得られない場合

もともと、上記のように、第三者の土地の除染措置について同意が得られず、そのために請求の趣旨第1項の原状回復が達成が困難とされる場合も想定されうる。

しかし、そもそも、原告らの居住地における空間線量率を下げる方法として、原告らの居住地の除染及びその周辺の土地の除染しか考えられないわけではない。一般に、「放射線防護の三原則」としては、①「時間 (time)」(被ばくする時間をなるべく短時間にして被ばく線量を低減すること)、②「遮蔽 (shield)」(放射線源と人との間に放射線の到達を妨げる遮蔽物を設置して被ばく線量を低減すること)、③「距離 (distance)」(人から放射線源を遠くに遠ざけることにより被ばく線量を低減すること)が挙げられている。

いわゆる「除染」は、人の生活環境から放射性物質(放射線源)を除去し、これを遠ざけることにより空間線量率を低減するものであって(上記③の「距離」、原告らの居住地における空間線量率を低減する一つの方法にすぎない。原告らの居住地における空間線量率を下げる方法としては、他にも、原告らの居住地内に遮蔽物を設置し、周辺の土地等から放たれる放射線を遮蔽する等の方法(上記②の「遮蔽」)も考えられるところであり、こうした方法であれば、原告ら以外の第三者の同意を得ることなく実施することが可能である。

原告らとしては、上記遮蔽等の措置も含め、考えられる他のあらゆる手段を講じ(あるいは検討し)たにもかかわらず、原告らの居住地における空間線量率を上記数値以下に低減する手段としては、原告らの居住地周辺の第三者所有の土地の除染を行うしか手段がないが、居住地周辺の土地除染にかかる第三者の同意がどうしても得られないという場合にまで、被告国に対して、原状回復義務の履行を求めるものではない。

第3 被告東京電力に対する請求についても同旨であること

なお、以上の「第2」における主張は、主に被告国の本案前答弁との関係で、請

求の趣旨第1項の原状回復請求の内容を明らかにしたものであるが、当然のことながら、被告東京電力に対する請求の趣旨第1項の請求についても、同様である。

第4 結論

以上述べたことから、「第1 はじめに」で整理した裁判所からの求釈明について、結論を述べれば、

第1点については、原告らは、隣接地等の除染は、その権利者の同意に基づいて行われるべきことを求めているものである。

第2点については、隣接地等の権利者の同意が得られない場合において、被告国及び被告東京電力がこの同意を得るための努力をしたことを主張・立証した場合には、被告国及び被告東京電力の除染の義務は解除されることとなるとするものである。

以 上